

7/19 朝日

マイナを誤登録 別人口座に送金

埼玉で判明

マイナンバーに別人の情報が誤登録されている問題で、行政からのお金が実際に別人の口座に振り込まれる事案が初めて判明した。ひもづけのミスは75歳以上が入る後期高齢者医療制度で発生。厚生労働省は18日、自治体に対し改めて点検を求める通知を出したことを明らかにした。▼3面

II障害者手帳ミス次々 同省や埼玉県所沢市によると、同市職員が2015年12月、80代の女性について同姓同名で生年月日も同じ別のマイナンバーをひもづけた。女性も該当し、ミスにつながったとみられる。デジタル庁によると、マイナンバーカード普及のための「マイナポイント」を別人に誤って付与した問題が起きているが、別人の公金受取口座にお金を振り込んだ事例が明らかになるのは初めて。(中村聰三郎、伊藤智)

公金受取口座に計5万7516円を振り込んだ。同省によると、介護施設などに入る際、転居しても転居前の自治体で対応する特例の対象者のひもづけは手作業に入る。

6月28日と30日に別人の